

「かながわ子どもみらいプラン」の中間年の見直しについて

1 「かながわ子どもみらいプラン」の概要

- ・ 計画期間：平成 27 年度～31 年度までの 5 年間
- ・ 位置づけ：子ども・子育て支援法に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画（法定計画）と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画（任意計画）の位置づけを併せ持つ計画
- ・ 施策体系：別紙（3 ページ）のとおり

2 中間年の見直しについて

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた「量の見込み」と実際の支給認定者数が大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村計画の見直しを行うこと。
- ・ 都道府県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には都道府県計画の見直しを行うこと。

⇒ 県内市町村の多くが、「量の見込み」と支給認定者数の乖離等を理由に、今年度中に市町村子ども・子育て支援事業計画を見直す予定。

(2) かながわ子どもみらいプラン 平成 27 年度 点検・評価結果報告書（平成 29 年 1 月） ＜報告書抜粋＞

(4) 点検・評価結果に伴うかながわ子どもみらいプランの見直しについて

「教育・保育の需給計画」に関しては、県内の一部の市町村において、計画策定時の人口推計と実績値に差異が生じていること等から計画の見直し又は見直しの検討に着手している。

また、「幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保」に関しては、保育士について、実績が必要見込み人数（計画値）を上回った状況等も生じている。

こうした状況を踏まえ、今後、市町村計画の見直し状況や、子ども・子育て支援施策における国や県の施策の状況等も踏まえて、市町村と連携しながら、計画の中間年である平成 29 年度に計画の見直しを行う必要がある。

3 中間年の見直しの基本的な考え方（案）

(1) 見直しの対象

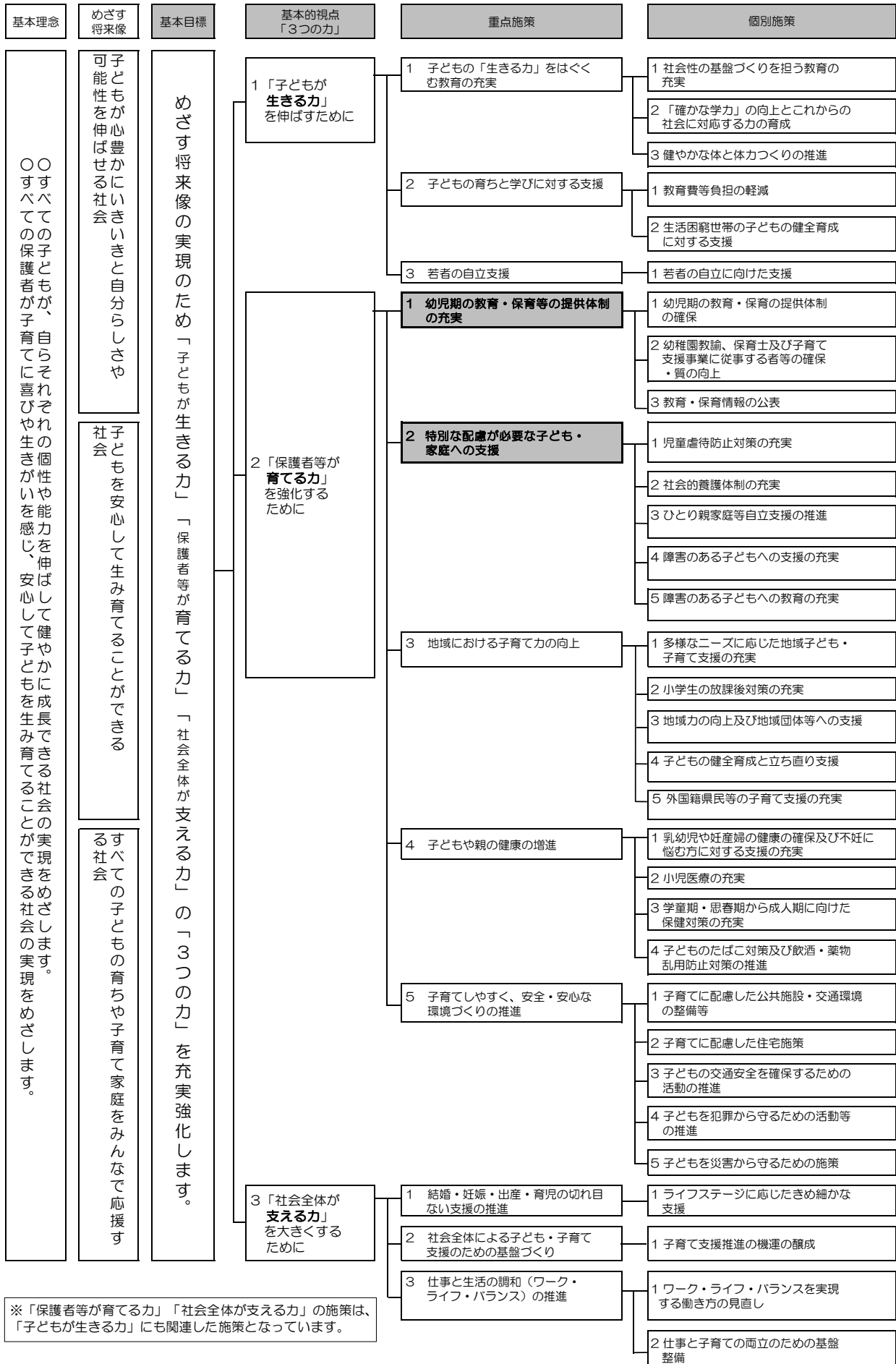
	具体的な 見直し項目	プラン上の位置づけ (個別施策)	見直しの方向性	所管会議 (部会)
ア	幼児期の教育・保育 の需給計画	幼児期の教育・保育 の提供体制の確保	市町村計画の見直し状況 を踏まえて見直しを行う。	計画フレーム 専門部会
イ	幼稚園教諭、保育士、 保育教諭等幼児教 育・保育に従事する 人材の必要見込み数	幼稚園教諭、保育士 及び子育て支援事 業に従事する者等 の確保・質の向上	保育士等の実績値が計画 値を上回った状況が生じ ていることや上記「ア」の 見直し状況を踏まえて見 直しを行う。	子育て支援人 材・情報専門 部会
ウ	「ア」「イ」以外の 個別施策 (主な取組み事業)	—	プラン策定（平成 27 年 3 月）後、新たに実施してい る県の施策・事業がある場 合や状況の変化など、現行 の記載内容を変更する必 要がある場合に、追加・修 正等を行う。	県子ども・青 少年みらい本 部 子ども・ 子育て支援推 進部会
エ	計画の施策展開の 方向性に沿って目 標を設定した項目 (目標設置項目)	—	上記「ア」～「ウ」の見直 し状況等を踏まえて、項目 の追加や修正等の見直し を行う。	

(2) 見直しのスケジュール

時期	内容
H29. 10～11	○ 見直し（素案）の作成 ⇒ 県子ども・青少年みらい本部の開催 ⇒ 県子ども・子育て会議の開催
H29. 12	○ 見直し（素案）を県議会へ報告
H30. 1	○ 見直し（素案）をパブリック・コメント
H30. 2	○ 見直し（案）の作成 ⇒ 県子ども・青少年みらい本部の開催 ⇒ 県子ども・子育て会議の開催 ○ 見直し（案）を県議会へ報告
H30. 3	○ 見直し作業終了

【参考：かながわ子どもみらいプランの施策体系】

子ども・子育て支援法 支援事業支援計画必須記載項目



※「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の施策は、「子どもが生きる力」にも関連した施策となっています。